

( 2 ) 令和 2 年 6 月から令和 3 年 5 月までを急減月として本特例措置による改定を既に受けた方についての特例

以下の から のいずれにも該当する被保険者について、2.に定める手続きにより届出があった場合には、令和 3 年 8 月の報酬の総額を基礎として算定した標準報酬月額を、定時決定に係る保険者算定による算定額とする取り扱いとします。( 1 )

ただし、休業が回復した月(※2)における報酬の総額を基にした標準報酬月額が、その方の標準報酬月額(本特例措置による改定後のものをいう。)に比べて2等級以上上昇した場合には、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、別紙 1 - 3 の様式により、その内容を届け出た上で、その翌月から当該休業が回復した月における報酬の総額を基にした標準報酬月額に改定するものとします。

( 1 ) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金は、事業主が被保険者に支払う報酬ではないため、報酬の総額には含めません。

( 2 ) 休業が回復した月の考え方は(1)と同じ。

<対象者>

令和 2 年 6 月から令和 3 年 5 月までを急減月として本特例措置による改定を受けた方であること。ただし、既に休業が回復し前回通知(令和 2 年 10 月 22 日付酒健発第 196 号。以下同じ。)1(ウ)の届出を行うこととなった方を除きます。( 1 )

令和 3 年 8 月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、通常の定時決定により決定された標準報酬月額に比べて2等級以上低い方であること。

本特例措置による改定を行うことについて、本人が書面で同意している方であること。

( 1 ) 令和 2 年 6 月から令和 3 年 5 月までを急減月として本特例措置による改定を受けた方には、前回通知 1 (イ)による特例措置を受けた方を含みます。

( 2 ) 2 等級以上低下した方には、次の場合を含みます。

・令和 3 年 8 月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、第 49 等級となる方が、同年 9 月の定時決定において第 50 等級の標準報酬月額(報酬月額が 141 万 5,000 円以上である場合に限る。)に決定された場合。

・令和 3 年 8 月に支払われた報酬の総額が 5 万 3,000 円未満となった方が、同年 9 月の定時決定において第 2 級の標準報酬月額に決定された場合。

( 3 ) 令和 3 年 8 月に報酬が全く支払われていない方については、第 1 等級の標準報酬月額として取り扱うこととなります。